

問Ⅰ－１－⑥（法人格のない任意団体）

現在は法人格のない団体ですが、今後は、一般社団・財団法人になりたいと考えています。どのようにすればいいのでしょうか。また公益認定を受けるためにはどうすればいいのでしょうか。

答

- 1 現在法人格のない団体が一般社団・財団法人になりたい場合は、一般法人法の規定に従い定款を作成し、公証人の認証を受け、設立時の理事、監事（及び会計監査人）を選任します。その上で、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します（一般社団・財団法人法第10条～第22条、第152条～第156条）。
- 2 公益法人は、公益認定を受けた一般社団・財団法人ですので、公益認定の申請に当たっては、まずは一般社団・財団法人としての設立の登記を済ませておかなければなりません。その上で、自らが一般社団・財団法人であることを証する書類（登記事項証明書）を添付の上、行政庁に公益認定の申請をすることとなります（公益法人認定法施行規則第5条第3項第1号）。公益認定を受けるためには、公益法人認定法第5条の公益認定基準に適合するとともに、同法第6条の欠格事由に該当しないことが必要です。

（注）登記事項証明書については、令和3年7月から、公益認定等総合情報システムが登記情報システムと連携し、電子的に登記情報を受け取ることが可能となったため、電子申請システムを利用している法人におかれては、登記事項証明書の添付に代えて、登記情報連携によって登記事項を提出いただくことも可能となります。